

## 広陵町コミュニティバス「広陵元気号」本格運行業務 に係る業者選定に伴う基本方針（案）

### 1 目的

本町には、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅と、バス路線については、近鉄大和高田駅及び近鉄五位堂駅を発着とする路線網が構成されているなど、一定の民間公共交通網が形成されているが、東部を走る唯一の路線である高田・平端線は利用者の減少によって平成21年2月末で休止となった。

また、これ以前にも、南東部地域の路線バスの廃止により、在来地域の交通弱者及び高齢者の公共交通手段がなくなり、主にこの路線沿いの地域は集落間が離れているため、目的地まで移動する公共交通手段の確保が最重要課題となった。真美ヶ丘ニュータウン地域でも、現在も近鉄五位堂駅までの公共交通網は構成されているが、多くの公共施設がある在来地区までの公共交通手段がないため、改善を求める多数の要望が寄せられている。

このような状況を踏まえ、平成24年2月から「広陵元気号」を試行運行しているが、今後の高齢化世帯の増加に伴う、公共交通需要の構造に対応し、更なる利便性の向上を実現するため、路線及び運行ダイヤ等全般的に見直しを実施するものである。

### 2 業者選定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条3項及び18条に基づき、プロポーザル方式を採用し業者選定を行うものである。本町においては、平成24年2月から定時定路線でのコミュニティバス「広陵元気号」を無償で運行しているが、今回の見直しに伴い、受益者負担の観点から有償化する予定である。以上を踏まえ、広陵元気号運行実施計画では、従前の運行サービスよりもさらに充実した運行サービスを計画しており、運行サービス等について、広く運行事業者からの提案を募るものである。

### 3 基本的条件

受託者は、一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、コミュニティバス運行業務委託契約後において、一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請を行い、平成28年10月1日からの運行開始までに、運行に必要な諸条件を満たすこと。

#### 4 運行ルート・ダイヤ

- (1) 運行日は年中無休とし、運行ルート及びバス停については、町が定める広陵元気号運行実施計画を基本とすること。ただし、運行ルート等は、許認可官庁の指示で変更の場合もあり得る。
- (2) ダイヤの作成に当たっては、広陵元気号運行実施計画を基本とするが、費用対効果等を考慮して提案すること。また、土・日・祝祭日等のダイヤのあり方については、試行運行を踏まえ、町と協議して別途提案すること。
- (3) 各路線のルート・ダイヤは、利用状況により路線短縮など運行期間内での変更があるものとする。

#### 5 運行許可申請等

平成28年10月1日からの運行開始に向け、次の許可申請業務は、受託者が行うこと。ただし、町は必要な支援及び資料の提供を行うものとする。

- (1) 公安委員会・運輸局への運行計画路線の運行許可申請
- (2) 計画するバス停の設置に伴う占用許可申請

#### 6 運行車両

- (1) 運行車両は、受託者が確保すること。
- (2) 運行車両は、中央幹線は29人乗り程度1台とし、北東部支線及び西部支線については14人乗り程度1台とすること。
- (3) 運行車両は、受託者の所有車両又はリース車両であること。
- (4) 整備点検・修理時の代替車両を確保すること。
- (5) 整備機器は、使用車両の車内構造等を踏まえて、町と協議して整備すること。
- (6) 車両の保管ができるスペースを確保すること。

#### 7 運転業務

- (1) 乗務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。
- (2) 乗務員は、広陵町コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。
- (3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (4) 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。
- (5) 事故発生によるすべての費用は、受託者が負うこと。
- (6) 事故発生時には、遅滞なく町所管課に報告すること。

## 8 運賃徴収

- (1) 運賃は100円とする。ただし、未就学児は保護者同伴につき1名無料とする。
- (2) 小学生以下、障がい者の方で障害者手帳を提示された方及びその介助者1名まで運賃を半額とする。
- (3) 広陵元気号間の乗継は、乗継券の発行で1回まで無料とする。
- (4) 回数券として、100円券11枚綴りの発行を予定している。
- (5) 運行車両に料金箱を設置し、乗客から運賃を徴収すること。徴収した運賃は月締めとし、運行委託料で相殺すること。
- (6) 釣銭を準備すること。

## 9 運行期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日までとする。